

2026 年 9 月吉日

お客さま 各位

大阪商工信用金庫

「当座勘定規定」等の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府が示す約束手形・小切手の利用廃止の方針等により、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みが進められております。かねてよりホームページ等でご案内のとおり、2026 年 10 月 1 日以降の他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了し、2026 年 11 月 30 日を手形・小切手の最終振出期限といたします。

これに伴い、下記のとおり関連する規定を一部改定することとします。改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）約束手形用法 為替手形用法 小切手用法
- (2) 定期預金・普通預金（無利息型普通預金を含む）定期性総合口座取引 規定集
- (3) 納税準備預金・貯蓄預金・通知預金規定集
- (4) 積立定期預金規定集
- (5) 「大阪商工信金アプリ 通帳レス口座」に関する特約
- (6) 定期積金（スーパー積金）規定

3. 主な改定内容

- ・手形・小切手受入れ・振出について追記
- ・手形・小切手用紙の交付について削除
- ・手形要件、小切手要件についての変更
- ・当座勘定払戻請求書による取扱の追加

以上

規定改定内容（下線のとおり改定します）

（１）当座勘定規定（一般用） 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法

改定後	改定前
【当座勘定規定】 第１条 （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）<u>を受入れます。</u><u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>この当座勘定が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、受入れをお断りする場合があります。 （２）～（４）省略 第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （２）～（４）省略	【当座勘定規定】 第１条 （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）<u>も</u>受入れます。<u>ただし、この当座勘定が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときは、受入れをお断りする場合があります。</u> （２）～（４）省略 第７条（手形、小切手の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）～（４）省略

第8条（手形、小切手用紙）

- （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年11月30日までに振り出してください。
- （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年11月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
- （3）（4）省略
- （5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第12条（手数料等の引落し）

- （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

第8条（手形、小切手用紙）

- （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- （3）（4）省略
- （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- （6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- （7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第12条（手数料等の引落し）

- （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

(2) 省略 第13条(支払保証) 小切手の支払保証はしません。 第16条(印鑑照合等) (1)手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) 省略 第17条(振出日、受入人記載もれの手形、小切手) (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるも	(2) 省略 第13条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3) 省略 第17条(振出日、受入人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
---	---

のとします。 (2) 省略 第18条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 省略 【約束手形用法】 3.振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 【為替手形用法】 4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 【小切手用法】 2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	(2) 省略 第18条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略 【約束手形用法】 3.振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 【為替手形用法】 4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 【小切手用法】 2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。
--	--

(2) 定期預金・普通預金（無利息型普通預金を含む）定期性総合口座取引 規定集

改定後	改定前
【定期預金共通規定】 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）省略 【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定】 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。 （2）～（5）省略	【定期預金共通規定】 1.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）省略 【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定】 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。 （2）～（5）省略

(3) 納税準備預金・貯蓄預金・通知預金規定集

改定後	改定前
【納税準備預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」と言います。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) 省略 【貯蓄預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」と言います。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) 省略 【通知預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略	【納税準備預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」と言います。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 【貯蓄預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」と言います。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 【通知預金規定】 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略

(4) 積立定期預金規定集

改定後	改定前
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 省略

(5) 「大阪商工信金アプリ 通帳レス口座」に関する特約

改定後	改定前
7. 預金の預入れ 窓口で通帳レス口座に現金を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の「大阪商工信金アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合がございます。	7. 預金の預入れ 窓口で通帳レス口座に現金、<u>手形、小切手等</u>を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の「大阪商工信金アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合がございます。

(6) 定期積金（スーパー積金）規定

改定後	改定前
2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）省略	2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （2）省略